

2011年5月6日

報道機関各位

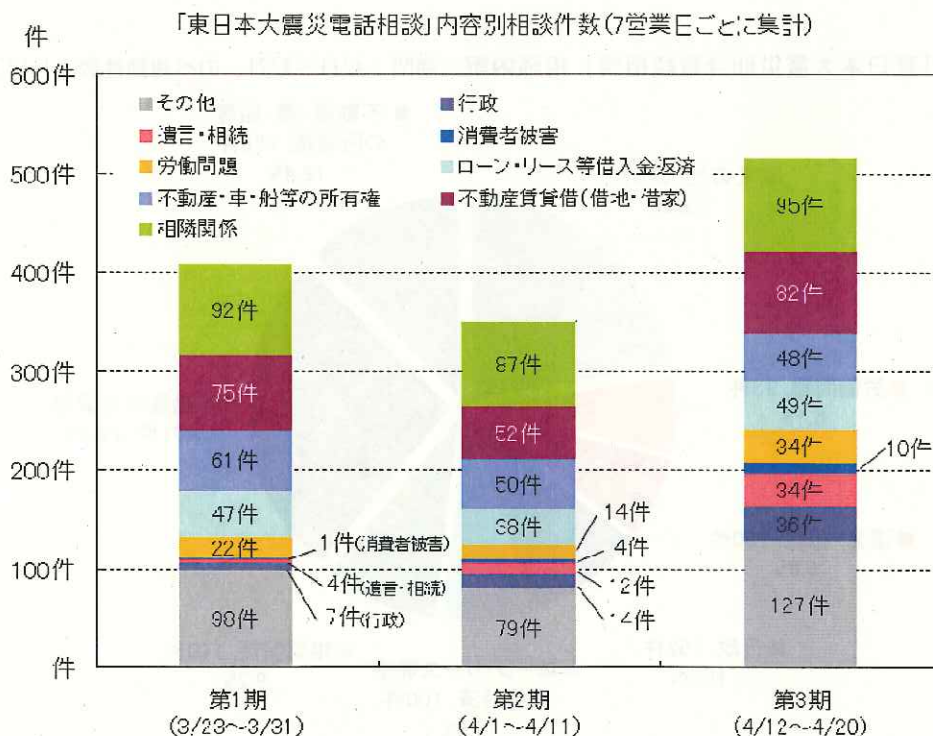
日本司法支援センター

「法テラス・日弁連主催／東日本大震災電話相談」で受け付けた相談内容の傾向について
 ～ 被災者の方が直面している主な問題 ～

日本司法支援センター（本部：東京都中野区、理事長：梶谷 剛）は、2011年3月23日から日本弁護士連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会との共催により、東日本大震災の被災者を対象として無料電話相談窓口「法テラス・日弁連主催／東日本大震災電話相談」（0120-366-556）を開設しています。

同窓口では、4月20日までの21日間（営業日）で計1,179件もの相談を受け付けており、現在までに、「自宅の屋根瓦が落ちて隣家の自動車を破損してしまったが責任はあるか？」等の相隣関係に関する相談、「借家の壁が破損し、修理しなければ住み難い状況だが、家主に修理費を請求することはできるか？」等の不動産に関する相談のほか、「ローン組んで購入した船が破損してしまったが、残額を支払う必要があるか？」などの借入金の返済に関する相談が比較的多く寄せられています。

相談内容を週別で見ると、窓口を開設した当初は、上記の相隣関係や不動産に関する相談が大半を占めていましたが、時間の経過とともに相談内容も徐々に多様化しており、「震災の影響で仕事が減り、収入が大きく減少した。住宅ローンも抱えているが、何らかの支援制度はないのか？」「両親が震災で死亡し、父親名義の自宅も半壊した。土地・建物の処理は誰がどうしたら良いのか？」など労働や相続に関する相談や「避難先でも生活保護を受けたいが、先月の受給分である手持ちの現金があると生活保護が打ち切られないか。」等の行政手続きに関する相談が増加しています



また、「通販で放射能測定器を購入したが、商品が届かないまま業者と連絡が取れなくなった。」等の被災者を狙った悪質な詐欺の被害に関する相談や「原子力発電所からの放射能漏れで仕事も無くなり、自宅にも帰ることができなくなった。どこに補償を求めればよいのか？」等の原発問題に起因する相談など、今般の大震災に特有の事象を背景とした相談も徐々に増えていることがうかがえます（相談例は別紙を参照）。

こうした相談内容の変化からは、3月11日の地震発生から1月以上が経過し、被災者の方々が緊急避難的な状況から、少しずつ生活再建に向けて行動を開始しつつあり、それに伴って住居の確保、損害の回復、仕事・収入の確保、そして土地・財産の権利関係の確認などの具体的な問題が顕在化しているという被災地の状況を読み取ることができます。

これらの問題を解決していくためには、まず、国や地方自治体、そして民間の団体が実施する様々な支援策に関する情報に、被災者の方々がきちんとアクセスできるようにする必要があり、中でも法的な解決を要する問題については、誰もが弁護士等の法律専門家による支援を受けられるようにするための体制も早急に整えなければなりません。

当センターでは、「法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）」による情報提供、そして上記の電話相談に加え、日本弁護士連合会及び仙台弁護士会と連携し、宮城県内の被災者の方を対象とした「東日本大震災仙台電話相談（0120-216151）」、そして日本司法書士会連合会等との共催で被災者・避難者支援のための「司法書士無料電話相談（0120-445528）」を開設するなど、電話による相談体制をさらに強化しています。

また、4月29日から5月1日にかけて、全国各地の弁護士が参加して「宮城県下震災避難所無料法律相談」を実施いたしました。今後も、各地の弁護士会等の関係機関と連携しながら法テラスの行う民事法律扶助制度を活用した無料法律相談を積極的に展開することによって、被災者の方々が必要な法的支援を十分に受けられるようにするための取り組みを進めたいと考えています。

（参考）「東日本大震災仙台電話相談」相談内訳（期間：4/11～4/21、のべ相談件数：1,517件）

